

- ・倒壊の恐れのある危険な空き家の
- ・除却費用について一部を補助します

最大**60**万円補助

## 1. 補助対象となる空き家

- 外観目視による空家等危険度判定表において、配点の合計が**66点以上**となるもの
- 熊本市内にあること
- 一年以上使用していないことが常態であること など

## 2. 補助対象者

法人でない個人であり、次のうちのいずれか

- 建物所有者 ● 建物所有者の相続人



## 3. その他条件

- 原則として**更地**とすること
- 令和8年2月28日（土）までに除却が完了する予定であること  
(事前調査申請書を令和7年12月26日（金）**令和8年（2026年）1月16日（金）**まで提出すること)
- 見積・契約する解体工事業者は、建設業の許可（土木・建築・解体）または熊本県の解体工事業の登録を受けた者で、  
能本市内に本店または営業所等を有する事業者等に限る など

## 4. 補助金の額

次のうち、いずれか少ない額（上限 **60万円**）

- 除却費（消費税除く） $\times 8 / 10 \times 2 / 3$
- 延べ床面積×（33,000円（木造）・47,000円（非木造）） $\times 8 / 10 \times 2 / 3$

## 5. 受付

受付開始日：令和7年（2025年）4月7日（月）から

事前調査申請受付期間 令和7年（2025年）12月26日（金）まで

**令和8年（2026年）1月16日（金）まで**

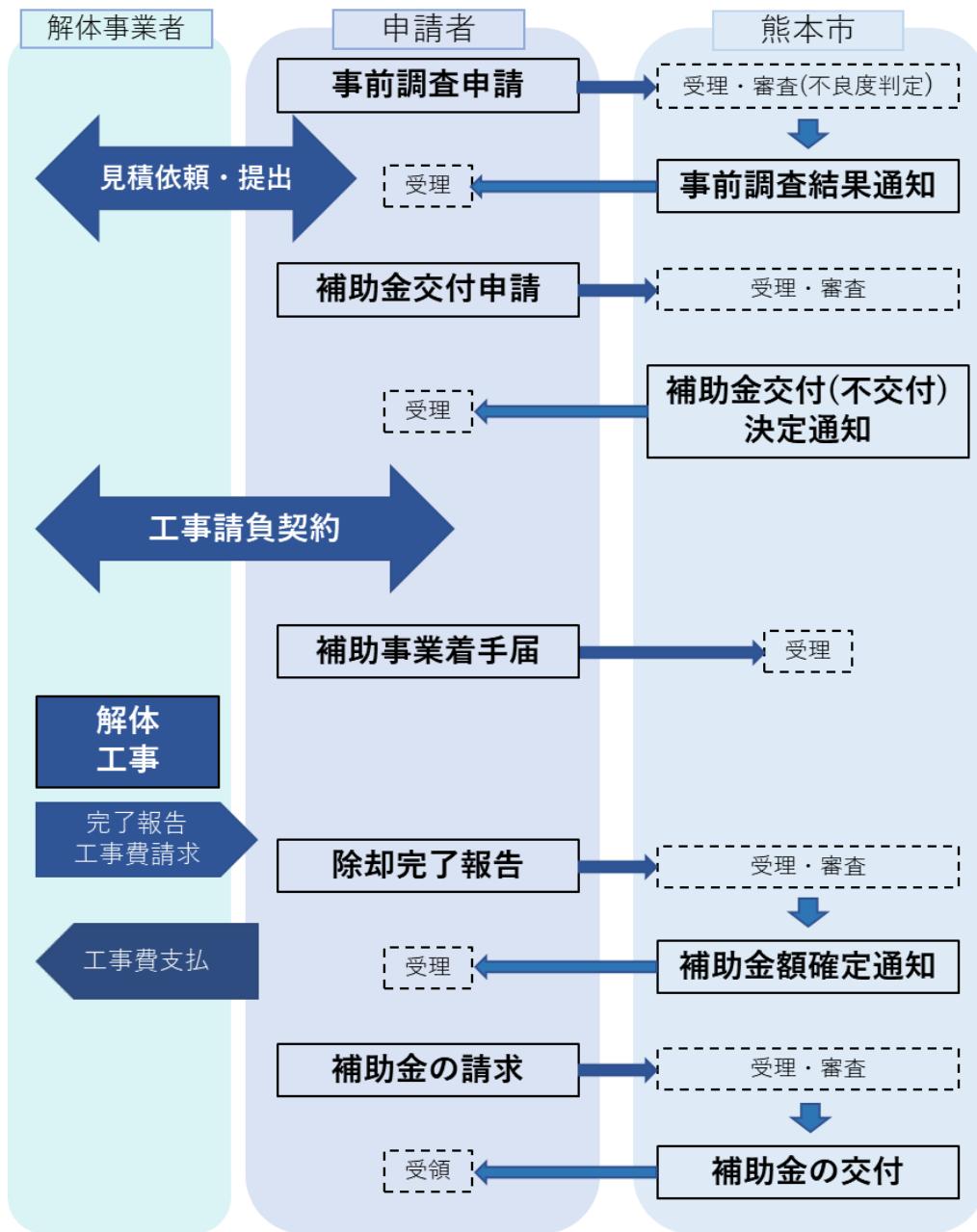
※受付期間内でも、予算枠に達した時点で受付を終了

補助金交付申請受付期間 令和8年（2026年）1月30日（金）まで

受付日時：土曜、日曜、祝日を除く、午前9時から午後5時まで

受付場所：熊本市役所9階 空家対策課

## 6. 補助事業の流れ



## 7. ご注意下さい

- 空き家を除却した土地は固定資産税の住宅用地特例が外れ、税負担が増加する場合があります。
- 補助金の交付の決定は、補助金交付申請書を先着順に審査して行い、予算がなくなり次第、受付を終了します。
- 申請、報告及び請求は締切期限がありますので厳守して下さい。期限を過ぎた場合は、補助金が交付されないことがあります。

※詳しくは市ホームページをご覧いただき、お問い合わせ先へお尋ねください。



市ホームページ  
「老朽危険空家等  
除却補助」

(お問い合わせ先)

熊本市 空家対策課

電話：096-328-2514

対応時間：午前9時～午後5時（土日祝祭日除く）